

決議 MEPC.151(55)
2006年10月13日採択
バラスト水交換海域の指定に関するガイドライン (G14)
(仮和訳)

海洋環境保護委員会は、

海洋汚染の防止及び制御のための国際会議の資格を与えられている海洋環境保護委員会 (MEPC) の機能に関する IMO 条約第 38(a)条を想起し、

また、2004年2月に開催された船舶バラスト水管理に関する国際会議において、2004年船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約 (バラスト水管理条約) が、4本の会議決議と共に採択されたことを想起し、

バラスト水管理条約附属書の規則 (以下“規則”という。) A-2 が、バラスト水排出については、当該条約附属書の規定に従ったバラスト水管理を通じてのみ実施されるべきことを要求している旨を銘記し、

さらに、規則 B-4.2 が、最も近い陸地からの距離又は水深が規則 B-4.1 に規定されているパラメータを満足しない海域においては、寄港国は、必要に応じて、隣接する、又は他の国々と協議して、船舶がバラスト水交換を実施できる区域を指定することができることを規定しており、MEPC 52 が、バラスト水交換海域の指定に関する追加のガイダンスの必要性を明示した旨を銘記し、

さらに、船舶のためのバラスト水管理に関する国際会議において採択された決議 1 が、IMO に対し、同条約の統一的適用のため本ガイドライン策定を緊急事項として要請していることも銘記し、

第 55 回会合におけるバラスト水作業部会作成のバラスト水交換海域の指定に関するガイドライン (G14) 案、及び第 10 回ばら積み液体及びガス小委員会の勧告を考慮して、

1. 本決議書の付属に記載のバラスト水交換海域の指定に関するガイドライン (G14) を採択し、
2. 各国政府に対し、当該ガイドラインを、できる限り早急に、又はバラスト水管理条約が当該各国政府に適用となった時点で適用することを要請し、かつ、
3. ガイドラインの継続的検証を行うことに合意する。

付属書

バラスト水交換海域の指定に関するガイドライン (G14)

1 目的

1.1 本ガイドラインの目的は、船舶バラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（以下条約という）の規則 B-4.2 に従い、船舶がバラスト水交換を実施できる海域の特定、評価及び指定のために寄港国にガイダンスを提供することである。

2 序論

2.1 条約の規則 B-4.2 は、寄港国に、適切に、隣接国又は他の国と協議して、船舶がバラスト水交換を実施できる、海域の指定を認めている。

2.2 本ガイドラインは、有害な水生生物及び病原体の侵入リスクを最小にするためのバラスト水交換海域指定に当たって規則 B-4.2 の統一的適用を促進するための包括的ガイダンスを提供する。規則 B-4.2 に基づき海域を指定する当事国（複数を含む）は、自国又は他国の環境、人間の健康、財産又は資源に対し阻害又は障害とならないよう努力すること。（条約第 2.6 条の下）

3 適用

3.1 本ガイドラインは、規則 B-4.2 に従いバラスト水交換海域の指定を考慮及び意図している寄港国に適用される。規則 B-4.2 は、「最も近い陸地からの距離又は水深が、第 1.1 項及び第 1.2 項に規定されているパラメータを満足しない海域においては、適切に、隣接国又は他の国と協議して、船舶がバラスト水交換を実施できる海域を指定することができる」と記述している。

4 定義

4.1 本ガイドラインにおいては、条約における定義が適用される。

5 バラスト水交換海域指定の過程

5.1 バラスト水交換海域指定には不可欠な三段階、即ち、特定、評価及び指定を含む。本ガイドラインは、これらの段階のそれぞれ（第 7、8 及び 9 章参照）を扱い検討する規準を提供するが、これらですべてというわけではない。

5.2 バラスト水交換海域の指定を検討している寄港国は、国際法の下での権利と義務に従いこれを実施すること。

6 協議及び地域協力

6.1 寄港国は、可能性のあるバラスト水交換海域を特定、評価及び指定する際、適切に、隣接国又は他の国と協議すること。ある国が条約の締約国でない可能性のあることを認識しなければならないが、このことは、協議の過程を否定するものではない。協議の過程を開始する寄港国は、情報の交換を行い隣接国及び他の国のすべての見解及び意見を可能な限り考慮すること。各国はいかなる特定された懸念も解決するよう努めること。

6.2 複数の当事国が共同でバラスト水交換海域を指定する場合は、条約の第 13 条 3 項の地域協定を通して実施可能である。

7 可能性のあるバラスト水交換海域の特定

7.1 寄港国周辺の海の状況により、単一又は複数のバラスト水交換海域を特定することは適切であると考えられる場合がある。

7.2 可能性のあるバラスト水交換を実施する海域を指定する際は、以下を考慮すること。

法律問題

7.2.1 規則 B-4.2 の下で指定可能な海域を特定する際は、国内又は国際法上の要件又は義務を考慮すること。

7.2.2 寄港国の主権の及ばない海域にバラスト水交換のために最も現実的かつ適切な海域の存在する可能性がある。締約国は、当該国の合意並びに隣接国及び他の国との協議なしに、他国の主権の海域にバラスト水交換海域を指定してはならない。情報の交換及びバラスト水交換海域指定の合意を促進するためこの過程で可能な限り早期に協議を開始すること。(第 6 章参照)

重要な資源及び保護海域

7.2.3 バラスト水交換海域を指定する際、各国は、実行可能な範囲で、経済的及び生態学的重要さを含む他の重要な水生資源同様に、国内又は国際法の下で保護された水域での潜在的な有害影響を考慮し、これを避けること。

航海上の制約

7.2.4 いかなるバラスト水交換海域指定においても、遅延を最小限にすることを含み、適切に以下を考慮して、航海への影響に配慮すること：

- .1 可能であれば当該海域は既存の航行経路上とすること；
- .2 当該海域が既存の航行経路上でない場合は、可能な限りそれらの近くとすること。

7.2.5 バラスト水交換海域の場所及び規模を選択する際は、安全航海への制約条件を考慮すること。その様な制約条件は以下を含むが、これらに限定されない：

- .1 増加した船舶交通の輻輳；
- .2 他の船舶交通への近接（小型船舶、海上プラットフォーム等）；
- .3 適切な航路標識；
- .4 海域の保安；及び
- .5 航路／通航制度。

8 特定された海域の評価

8.1 リスク評価は、特定の事象の可能性及び影響を客観的に特定するための理論的過程である。リスク評価は、定性的又は定量的であり、系統的かつ厳格に完了した場合、意志決定の有用な補助となる。

8.1.1 以下の原則は、リスク評価の種類及び遂行を定義する：

- .1 **有効性**—リスク評価は適切な保護のレベルを遂行するために必要な程度にリスクを正確に測る。
- .2 **透明性**—リスク評価により勧告された行動を支持する考え方及び証拠、並びに不確かな海域（及び勧告の可能性のある結果）、を明確に文書で立証し、意志決定者に入手可能とする。
- .3 **一貫性**—リスク評価は、共通の過程及び方法を用いて、一定のハイレベルの実行を達成する。
- .4 **包括性**—リスクの評価及び勧告の作成の際、経済的、環境的、社会的及び文化的価値を含む、あらゆる価値を考慮する。
- .5 **リスク管理**—リスクを低くすることは可能であるが、ゼロリスクとすることは不可能である。どのような場合でもそうしたリスクを受容可能なレベル決定により管理すること。
- .6 **予防**—想定を行い、勧告を作成する際、リスク評価は不確実さ、信頼のなさ、及び不十分な情報を含むためある程度の予防策を組み入れる。情報の欠如又は不確かさは潜在的なリスクを示すものであると考慮すること。
- .7 **科学的**—リスク評価は科学的方法を使用して収集され及び解析された最良の入手可能な情報に基づく。
- .8 **継続的改善**—いかなるリスクモデルも進歩した理解を取り込むため定期的に見直し及び最新化を行う。

8.2 特定されたバラスト水交換海域を、以下の規準を考慮し、但しそれらに限定されない、その指定が環境、人間の健康、財産又は資源への損害の恐れを最小化するため評価すること。

8.2.1 海洋学（例えば、海流、水深）

- 評価過程の中で、海流、上昇流又は渦を特定し、考慮すること。可能であれば、海流が排出されたバラスト水を陸地より分散させる海域を選択すること。
- 可能であれば、海流のフラッシングが貧弱である又は潮流が澱んでいることが知られている海域を避けること。
- 可能であれば、利用可能な最大水深を選択すること。

8.2.2 物理化学（例えば、塩分、養分、溶存酸素、クロロフィル ‘a’）

- 可能であれば、高富養分の海域を避けること。

8.2.3 生物学（例えば、cyst を含む有害水生生物及び病原体の存在、生物濃度）

- 可能であれば、バラスト水として取り入れられる可能性のある有害水生生物及び病原体（例えば、有害 algal bloom）の発生、侵入又は繁殖を含むことが知られている海域を特定し避けること。

8.2.4 環境上（例えば、人間の活動による汚染）

- 栄養分の増加した又は人間の健康の問題の可能性のある、人間の活動による汚染による影響の可能性のある海域（例えば、污水排水口に近い海域）は、可能であれば避けること。
- 敏感な水生海域は実行可能な範囲で避けること。

8.2.5 重要資源（例えば、漁場、養殖場）

- 重要な漁場及び養殖場の様な重要な資源の場所を避けること。

8.2.6 バラスト水操作（例えば、量、水源、頻度）

- 指定海域を使用する船舶からのバラスト水排出の量、水源及び頻度の予想される推定を当該海域の評価で検討すること。

8.3 指定されたバラスト水交換海域の最も適切な規模の評価は上記検討を考慮することが必要である。

9 バラスト水交換海域の指定

9.1 水生環境、人間の健康、財産又は資源に最小限のリスクのみを及ぼす場所及び規模を指定のために選択すること。バラスト水交換海域の境界は明確に規定すること及び国際法に従うこと。バラスト水交換海域を特定の期間適用することも可能であり、それを明確に規定すること。

9.2 ベースラインの評価を将来のモニター及び見直しを補助するために実行すること。特定及び評価の過程はベースラインのための十分な情報を提供する可能性がある。

10 通知

10.1 規則 B-4.2 の下でバラスト水交換海域の指定を意図している当事国（複数を含む）は、その意志をバラスト水交換海域の指定に先立ち機関に通知すること。当該通知には以下を含めること：

- .1 バラスト水交換海域を規定する正確な地理上の座標、水深制限及び／又は最も近い陸地からの距離。
- .2 例えば航海支援のような、指定バラスト水交換海域を船舶が特定することを容易にするための関連した他の情報。
- .3 他の交通機関による当該海域の使用、海流及び潮流、風及びうねりの状態、季節的要因（サイクロン、台風、氷結、等）を含み、船舶の航海計画の支援に関連した指定バラスト水交換海域の特徴の詳細。

10.2 機関は加盟国に指定バラスト水交換海域に関する情報について回章すること。

10.3 寄港国は指定バラスト水交換海域の場所及び使用条件に関して船舶に適切な助言を行うこと。当該助言は指定バラスト水交換海域を利用する前に、規則 B-4.3 を考慮して実行可能な限り、規則 B-4.1 の下で可能な限り多数のタンクの交換を含むことができる。

11 監視及び見直し

11.1 指定バラスト水交換海域の使用並びに寄港国及び他の国の水生環境、人間の健康、財産又は資源に与える影響をモニターし定期的に見直すこと。

11.2 監視を行う一つの理由はバラスト水交換により侵入する可能性のある当該海域での有害水生生物の発生を記録することである。有害水生生物の侵入が発見された場合、当該新規発生種が他の海域に拡散することを回避するために指定バラスト水交換海域を閉鎖する可能性がある。